

第4回 葛飾区学校適正規模等検討委員会 会議録

開催日時 令和4年10月21日 金曜日 午前10時～正午
場 所 葛飾区男女平等推進センター 洋室D
出席者 委員長 天笠 茂
副委員長 加藤 崇英
委 員 伊藤 進
委 員 新井 幸雄

1 開会

2 議事

(1)学校の適正規模について

【委員長】

議事の(1)学校の適正規模について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

これまで第1回から第3回までの検討委員会の中で皆様からいただいたご意見を基に、今回、葛飾区学校適正規模等に関する方針(案)を取りまとめました。以前、第2回的时候に「第1章 方針の策定について」、また、「第2章 小・中学校を取り巻く状況」について説明し、了承をいただいているところでございます。本日は、前回皆様からご意見をいただいた第3章、第4章を中心に説明してまいります。

それでは、資料「葛飾区学校適正規模等に関する方針(案)」の「第3章 葛飾区における学校適正規模の考え方」についてご説明いたします。

【委員長】

恐れ入りますが、確認のために第1章、第2章について説明をお願いしたいと思います。簡単で結構ですので、要点をお願いいたします。

【事務局】

わかりました。まず、「第1章 方針の策定について」につきましては、本委員会で検討している方針の位置付け、葛飾区の各種計画や法令に則って方針を整えていくこと、また、本区における将来人口推計では、2060年までに年少人口が約18%減少する見込みであることを記載しています。

「第2章 小・中学校を取り巻く状況」におきまして、現時点の学校数は小学校49校、中学校24校でございますが、児童・生徒数について1977年のピーク時と比較すると、約半数に減少しており、少子化の傾向が進んでいるという状況を記載しています。そうした中、教育環境の変化として、小学校における35人学級の実施や高学年での教科担任制の導入、また、中学校でも部活動指導の地域移行が始まっていくといった様々な制度改正がございます。こうした制度改正にも対応できるよう、学校の適正規模を維持するための取組を検討していく必要があります。一方、新小岩や立石、金町地域で再開発が予定されています。こうした地域の街づくりの状況も注視していく必要があるという視点で、第1章、第2章をまとめさせていただきます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

【委員長】

第1章、第2章につきましては、先程のご説明にもありましたように、これまでの3回の委員会でご確認いただいたことやご意見いただいたことをまとめていただきました。それにつきまして、ご意見があればお願いできればと思います。

例えば12ページに葛飾区立小・中学校の配置図が示されており、この図はまさに現在の葛飾区の現状を表していると思います。もし可能でしたら、10年後の地図を作成し、見開きで右と左で対照できるようにしていただくと、将来的にこういう状況になっていくということが見える化されるのではないのでしょうか。適正配置を考えなければならない根拠の一つを、

将来の配置図で示していただくことをお願いできればと思います。全体的には学級数が縮小していくという傾向にあります。葛飾区の場合は、地域の開発との関わりの中で事柄を考えていくことが必要であり、一部の地域においては児童・生徒数が増えたりすることを10年先の葛飾区の全体の姿としてお示しいただくため、図を加えていただくことをご検討いただければと思います。

【事務局】

わかりました。

【委員長】

ほかにご意見等ございますでしょうか。また後程でも結構ですので、お願いできればと思います。第1章、第2章については一区切りとさせていただいて、第3章のご説明をお願いできればと思います。

【事務局】

それでは、資料の19ページをご覧ください。 「1 小規模化による課題」の「(1) 学級編成」でございます。学級数や児童・生徒数が少ないと、児童・生徒を多様な意見や価値観に触れる機会や、新たな人間関係を構築する力を身に付ける機会が減少し、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくくなるのが懸念されます。また、人間関係が固定化することにより、児童・生徒が息苦しさを感じ、いきいきと学校生活を送れなくなる場合があります。また、学校生活において、児童・生徒の人間関係の課題が表面化することがあり、クラス替えを行うことにより、子どもたちの安心感に繋がっていること。また、単学級において児童・生徒の人間関係に課題がある場合、状況が改善しにくく、クラス全体が大きな影響を受ける可能性があるといったことが考えられます。

「(2) 教育活動」では、運動会などの全体行事において、児童・生徒同士が競い合い、切磋琢磨する場面が減少することにより、十分な教育効果が得られない可能性があること。学級の人数が少ないと体育や音楽など集団学習の実施に制約が生じる可能性があること。チーム・ティーチング、習熟度別指導、専科指導などの指導方法をとることが難しく、多様な教育を受ける機会が減少する可能性があること。班活動やグループ分けに制約が生じ、協働的な学びの実現が困難となること。新たな人間関係を構築する力が身に付きにくく、特に進学などの大きな環境変化に直面した際に、大きな集団への適応に困難を来すことなどが懸念されているところでございます。

「(3) 教職員配置」におきましては、1学年に複数の担任がいれば、経験年数、専門性等バランスの取れた教職員の配置が可能となり、お互いに相談し、力量のある教職員がリードすることにより、教職員の指導技術をより充実させることができること。単学級では担任の判断で学年経営を行うことになり、担任の力量に左右されるため、経験の浅い教職員は厳しい立場に置かれてしまうこと。また、図13「教職員配置例」にお示ししているとおり、学級数を確保することによって、充実した教職員の配置を行うことが可能となるものでございます。

21ページをご覧ください。一方、大規模化による課題につきましては、「(1) 教育活動」として、同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、学年としてのまとまりが希薄化する場合があります。また、教員集団として児童・生徒一人一人の個性や行動の把握、きめ細かな指導が困難となり問題行動が発生しやすい場合があります。さらに、数学、英語の少人数授業を実施するための教室が足りなくなる場合や、全校児童・生徒が体育館に入り切れなくなり、全校集会や学校行事などにおける一体的な集団活動の効果が低下する場合などが懸念されているところでございます。

「(2) 学校運営」につきましては、1学年当たりの担任が多過ぎると、学年会議など教職員が十分な共通理解を図るために多くの時間を要するなど、組織運営の負担が大きくなること。また、修学旅行や遠足の際、人数制限により施設の利用や児童・生徒の体験が限定され、教育活動の展開に支障が生じる場合があります。さらに、敷地が狭い学校は校舎の増築が困難であり、更なる児童・生徒数の増加に対応できない場合があります。懸念されているところでございます。

こうした状況の中、「3 学校の適正規模」につきましては、次代を担う子どもたちが心豊

かにたくましく成長できる教育環境の充実を第一に考え、学校の適正規模を検討する必要があります。全ての児童・生徒がいきいきと学校生活を送り、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることができる教育環境を維持するためには、各学年に複数の学級を確保することが重要です。一定の学級数を確保することにより、経験年数や専門性等のバランスの取れた教職員配置を行い、学校全体の組織的な対応や児童・生徒の多面的な評価が可能となります。

また、同じ学級数でも、児童・生徒数の最小人数と最大人数では学校規模が大幅に異なり、最小人数に近い児童・生徒数では年によって学級数の増減が生じる可能性もあることから、学級数のみならず児童・生徒数の観点からも適正規模を定めておく必要があります。

将来にわたり安定的に学校運営を行うことができるよう、小・中学校における学級数、児童・生徒数の適正規模を以下のとおりといたします。

まず、「(1) 小学校」でございますが、学級数は 12 学級以上 18 学級以下を適正規模といたします。ただし、今後、少子化が進む中、12 学級であっても年度により単学級が生じる可能性があることから、18 学級、各学年 3 学級を望ましい規模といたします。児童数につきましては、12 学級と 18 学級における最小児童数と最大児童数の平均である 318 人から 528 人の範囲を適正規模といたします。

また、「(2) 中学校」でございますが、こちらも同様に、学級数は 12 学級以上 18 学級以下を適正規模といたします。ただし、各学年に複数の学級を確保する観点や、人口減少の中にあっても地域にバランス良く学校を配置するため、9 学級以上 11 学級以下についても許容範囲といたします。生徒数につきましては、12 学級と 18 学級における最小生徒数と最大生徒数の平均である 403 人から 633 人の範囲を適正規模といたします。

23 ページをご覧ください。「(3) その他の留意事項」でございますが、児童・生徒数の将来推計を継続していかなければ、適正規模から次第にかけ離れていくことが懸念されます。例えば、現在 2 学級の学年であっても児童・生徒数が平均を下回っている場合、転出等により年度によって単学級になる可能性もあり、学年ごとの児童・生徒数を注視していくことも重要です。児童・生徒数の増減により、教育環境の悪化や課題の顕在化が不可避であると見込まれる場合には、時間的な余裕を持って検討を始めることが有用と考えられることから、適正規模の確保に向けた検討を開始するための要検討基準を設定いたします。

24 ページの図 16「要検討基準と対応策」の中段に記載の平均児童・生徒数の考え方をご覧ください。学年により学級数が異なることから、各学年の学級数から平均児童数を集計し、学校全体の平均児童数を算出いたします。例えば例示に記載のとおり、〇〇小学校においては 1 年生が 1 学級、2 年生が 2 学級と続きまして、合計で 14 学級ある学校だとします。この学級数を左表の 1 学年当たり平均児童数に当てはめると、平均児童数は 1 年生で 20 人、2 年生で 53 人となり、各学年の合計で学校全体の規模は 390 人となります。平均児童数と実際の児童数を比較していくことにより、小規模化の傾向がある学校、また、大規模化の傾向がある学校を把握してまいります。こうした考え方を前提といたしまして、小・中学校の学級数に応じて検討基準を定めております。

上段の表をご覧ください。小学校につきましては、6 学級以下の場合で、先程ご説明した平均児童数 120 人未満の場合、早急に適正規模に向けての取組に着手いたします。同様に、6 学級以下の場合で、平均児童数が 120 人以上であり、かつ児童数の増加が見込まれない場合についても適正規模に向けての取組に着手いたします。また、7 学級から 11 学級の場合でございますが、単学級が 1 年生を含めて複数年連続している場合は、適正規模に向けての取組を検討いたします。同様に、7 学級から 11 学級の場合で 2 学級の学年で平均児童数を下回る場合につきましては、児童数の推移を注視し、適正規模に向けての取組を検討いたします。また、12 学級から 18 学級の場合は適正規模の範囲ではありますが、先程申し上げたとおり、2 学級の学年においては単学級が生じる可能性もあることから、平均児童数を下回る場合、児童数の推移を注意していくことが大事だと考えております。一方で、19 学級以上の場合につきましては、平均児童数を上回り、かつ、現学校敷地での対応が困難な場合、適正規模に

向けての取組を検討いたします。

中学校につきましては、8学級以下の場合で平均生徒数を下回り、かつ、単学級が生じる可能性がある場合、適正規模に向けての取組に着手いたします。また、9学級から11学級の場合で、平均児童数を下回る場合につきましては、適正規模に向けての取組を検討いたします。また、生徒数の減少が見込まれる場合については、生徒数の推移を注視してまいります。一方、19学級以上の場合で平均生徒数を上回り、かつ、現学校敷地での対応が困難な場合、適正規模に向けての取組を検討するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

【委員長】

まず、議事の進行について確認させていただきたいと思います。次第の議事では、「(1)学校の適正規模について」、「(2)学校の適正配置について」ということですが、今は実質的に「(2)学校の適正配置について」を扱っていますので、議事の(1)と(2)を併せて今進めているとご理解いただければと思います。委員の方で、議事(2)についてご発言を予定していたという方が、もしいらっしゃいましたらご発言いただいても構いません。19ページから24ページの記載について、また、今ご説明いただいたことについて、加筆修正を含めてご意見をお願いいたします。

19ページから20ページに小規模化に関わる課題について記していますが、まず、「(1)学級編成」のAにありますように、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくくなるということ。イについては、人間関係の硬直化。そして、ウについては、単学級等々でクラス替えができないということ。エについては、小規模化することによって課題が顕在化するという論理構成でA、イ、ウ、エと並んでおります。

続いて、「(2)教育活動」では、Aについては、子どもたちが切磋琢磨する機会や場面が少なくなるということ。イについては、授業において例えば、体育等々で集団競技の人数の確保が難しくなる場合が出てくるということ。ウについては、多様な教育の機会を受ける機会が減少するということ。エについては、子どもたちが共に学ぶ機会が減少するということ。オについては、小規模な学校で成長を重ねた子どもたちが進学したときに、不適応等々の心配がより高まってくる。こういう形で、小規模化の課題認識を記しています。

もう一つ、学校の規模が小さくなるということは、子どもたちの数だけではなく、規定上先生方の数も減少せざるを得ないということも含めて「(3)教職員配置」に記されています。Aについては、様々な教職員を抱えることにより多様な教育環境が維持できることに対して、教師の数が減ること、力量のある教師による指導の機会が減少せざるを得ないということ。イについては、教職員が互いに連携して学年を支えていくということが困難になるということ。ウについては、規定上、小学校では17学級あることで、教職員の追加配置が可能になること。エとオについては、中学校でも同様の規定が示されています。教職員の増減が学級数で決まってくるということで、学校の立場からすると、学級数が大きな関心事にならざるを得ない。学級数の減少が、教職員スタッフの弱体化や減少につながっていくという課題が抽出されています。19ページから20ページについて、それぞれ委員の方からご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

それでは、小学校の立場からということでお話しさせていただきます。小学校は6年間という長い期間、学校の中にいますので、全学年1学級だとやはり人間関係も硬直化しますし、3年生、4年生位から視野も広まってきて、逆に色々なトラブルが起きるようになってきます。それが人間関係をつくる勉強になったりもするのですが、クラス替えをすることが環境を変えるというとても良い効果がありますので、やはり2学級、3学級は必要だと思います。

教育活動についても、特に運動面は人数が少ないと球技ができなかったり、リレーをするにしても人数が必要だったりしますので、ある程度の人数が必要だと思います。

教職員配置についても、17学級以上だと専科が1人増えるということもあるのですが、教員が沢山いることで色々な刺激や可能性があり、多様な専門性を持った教員がいることが学校にとって有益だと思いますので、まさに資料に示されているとおりで感じます。

【委員】

「(1) 学級編成」のエについて、「単学級においては状況が改善しにくく、問題行動が拡大した場合、クラス全体が大きく影響を受ける可能性があります。」と問題提起で終わっていますが、影響を受ける可能性があるから何々、と書かなければいけないと感じました。

【委員長】

今のご意見を引き受けていただいて、加筆修正をお願いできればと思います。ほかにいかがですか。

【委員】

今までの会議の意見が集約され、文章も整理されていて分かりやすいと思いました。

【委員長】

では、21 ページの「大規模化による課題」について確認していきたいと思います。「(1) 教育活動」では、アについては、人間関係の希薄化。イについては、きめ細かな指導が難しくなるのではないかとということ。ウについては、施設が対応し切れなくなるのではないかとということ。エについては、例えば体育館に入り切れなくなることや校庭のスペース等が足りなくなることで、学校行事や学校集会における集団としての教育効果が達成し切れないという懸念が挙げられています。

「(2) 学校運営」では、アについては、担任のまとまりが乏しくなり、共通理解が十分にできないということ。イについては、修学旅行や遠足を含めて、学校の外へ出たときの活動に阻害を来すということ。ウについては、敷地が狭い学校は校舎の増築が困難であって、児童の増加に対応できないこと。大規模化の方では比較的、校舎の問題が多く登場しますが、これらの記載についてはいかがでしょうか。

【委員】

これまでの話し合いで語られてきたことがよくまとめられているので、文章としてはこれで良いと思います。実感としても、確かにこのとおりであると思います。

【委員】

大規模校の場合には、運動会などの行事で参加する種目が少なくなり、見学する時間が長くなると思いました。概ね4種目ぐらい参加しますが、大規模になると2種目が精一杯で、競技時間が限られると感じました。

【委員長】

ありがとうございます。葛飾区の学校で、例えば学芸会や文化祭などで子どもたちが施設に収容し切れないという学校は存在していますか。あるいは、全学年を集めて学校行事をするのは難しいから、例えば1、3、5や、2、4、6という学年の区分で分けて実施している学校はありますか。

【委員】

ここ3年間、新型コロナウイルス感染症の影響があり、そもそも全校集められない状況です。本校の児童数は、600人から700人ですが、体育館のスペースに全員集めるのは厳しいと思います。

行事についてもコロナ対策で、ここ何年かは運動会を体育学習発表会のような形で1学年ごとに行っています。そうすると、時間も短くなるのですが、保護者も余裕を持って見ることができます。以前、全校で行ったときは、保護者も含めると2,000人から3,000人位がおり、ゆったり見られないというのがあったので、逆にコロナ禍でうまく動いている状況があります。やはり大人数がいすぎると、困ることがたくさん出てくると思います。

【委員】

卒業式のときに、保護者が多数来校することもあり、全校生徒が入り切れなくなったことがあります。

【委員長】

そういう意味では、施設のキャパシティ、受入人数の関係上、教育活動や目的が十分に達成し切れないことが施設的な制約で起こり得るということを含めて、加筆修正をお願いできればと思います。

【事務局】

はい。わかりました。

【委員長】

ここまでの 19 ページから 21 ページのところまでについて、お気づきの点等々がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

21 ページの「2 大規模化による課題」、「(1) 教育活動」のエのところには活動スペースが足りないという記載があり、集団活動の効果の面もあると思いますが、子どもがけがしない、ぶつかり合わないなど、安全確保の面を入れていただいたら良いと思います。

また、施設については、大規模化すると理科室や家庭科室などの特別教室が取り合いになり、例えば理科であれば実験をしないで済ませてしまう、普通教室で教師が教卓のところで少し実験をして、それを見て終わりなど、活動をしないで普通の授業で済ませてしまうということも起こってしまう。つまり、スペースが足りないという点では、安全確保の面、それから教育効果の面で特別教室の不足を可能でしたら入れていただければ幸いです。

【委員長】

私から、大規模化による課題の教育活動について、1 点申し上げます。例えば令和の日本型学校教育など、今、新しい教育方法や考え方について色々と言われています。それらを意識すると、これまでの 35 人学級や、12~18 学級という基準自体を見直さなければいけない、考え方を変えていかななくてはいけないということが事柄として進行中であり、それが次第に葛飾区の学校教育にも及んでくることが考えられます。具体的に申し上げますと、個別最適化の点からすると、従来の規模や基準などについて、大きく発想を変えていかななくてはいけないということが迫っているのではないかと思います。本委員会としては、このことをすぐに対応するには早急だと思いますが、昨今提起されている教育方法の見直しや教育の指標などを考えていく場合に、規模の在り方自体の発想を転換せざるを得ないようなことが今後訪れる可能性があります。とりわけ、大規模校はそのような事柄に柔軟に対応し切れない、硬直化した状態になっているという懸念があります。新しい教育方法や考え方に柔軟に対応できないということも、課題の一つとしてここに記しておくが良いと思いますので、ご検討いただければと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

【委員長】

もう一点、21 ページの学年会議という言い方はよくされるのですか。

【委員】

学年会と言うことが多いです。

【委員長】

学年会議という文言は、学年会で良いのではないのでしょうか。学校で使われている言葉を記すのが良いと思います。

それから、21 ページの中段「3 学校の適正規模」のポイントになるのは、24 ページの図 16 です。図 16 と文章の関係を解説していただけますか。

【事務局】

22 ページに小学校、中学校それぞれの適正規模を記しており、23 ページにその他の留意事項といたしまして、適正規模を維持していくためには、今後きちんと将来推計や学級数、児童・生徒数の推移を注視していくことが重要であり、そのために要検討基準を設定することで図 16 「要検討基準と対応策」を設けています。

【委員長】

わかりました。そういう意味でいうと、21 から 23 ページの説明をまとめたものが図 16 と理解すればよろしいですね。

【事務局】

そうです。

【委員長】

この方針をお読みになる区民の方は、議論の経過をおわかりいただけない訳で、文章と図で理解するということから始まりますので、率直に申し上げますと、少し記述が足りないのではないかと思います。議論のプロセスがわかっている人間にとっては理解できますが、どのように整理すると図 16 になるという説明を一つの区切りとしても良いのではないかと思います。

その次に、24 ページの「平均児童・生徒数の考え方」としてシミュレーションしていますが、この考え方はどこに出ているのですか。平均児童・生徒数についての文章上の説明は、24 ページ中段の部分がその文章ということですか。

【事務局】

最小と最大、平均と記載しておりますが、説明等が少し不足しているように感じます。

【委員長】

先程、口頭でご説明いただいた内容を文章化することが一つの検討事項としてあるように思いました。24 ページ下段の説明の文章化ということもご検討いただけると良いと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

説明を受けるとよくわかるのですが、今のままではわかりにくい部分があります。この考え方を載せるのは、とても大切なことだと思います。

【委員】

委員長が仰るとおり、これだけだとわかりにくいと思います。

【委員長】

事務局の説明を文章化し、書き加えていただくことが必要ではないかということですが、いかがでしょうか。

【事務局】

はい、検討してまいります。

【委員長】

少し戻りますが、22 ページの小学校と中学校の適正規模について、基本的に学校規模のことを言っている訳ですが、学校規模や学級規模、学校の適正規模、適正な学校規模など、文言を一つ一つチェックしていただければと思います。適正規模という言い方で通してもいい部分と、学校の適正規模、と学校を入れた方が良い場合を後程、吟味していただければと思います。

【事務局】

はい、わかりました。

【委員長】

23 ページの「(3) その他の留意事項」を書かれた意図ですが、どのような心配をされて留意事項をここに記されたのでしょうか。

【事務局】

小学校、中学校の適正規模を決めただけでなく、今後、将来推計を含め、児童・生徒数を把握していかなければならないということです。2 学級×6 学年で 12 学級とすると、学級数だけを見ていたら各学年の児童数が減少しており、数年後には単学級が生じてしまうも想定されることから、学級数に加えて児童・生徒数の規模も見ていかなければならないということで、記載したものでございます。

【委員長】

次の 24 ページの図 16 にありますように、小規模化が心配される状況のときの指標として、平均児童数が 120 人未満と記されています。また先程の話に戻りますが、平均児童・生徒数も大切な指標の一つになると思いますので、そういう意味においても 24 ページの考え方をわかりやすく文章化していただきたいと思います。

【事務局】

はい、了解しました。

(2) 学校の適正配置について

【委員長】

25 ページから「4 学校の適正配置」ということですが、「(1) 配置状況」に通学距離の現状などが記されています。「(2) 学校基本数」について、ここで学校の基本数が出てくるというのは、どういうことなのか。

【事務局】

今の葛飾区の現状をお示ししたいと思ったところでございます。あくまで参考指標ではありますが、学校基本数として、現状の児童・生徒数を、適正規模の平均人数で割り返した学校数はこれ位の数になるということをご説明していただいております。

【委員長】

そうだとしたら、現状の方にこのデータがあるべきではないでしょうか。ただ、現状を記すだけでは、何か足りないかもしれません。例えば今後、通学距離等々も見直していく必要があるのではないか、適宜状況に応じて対応させていく必要があるのではないかという話があるということで現状を記すのは良いと思いますが、葛飾区の場合は、通学距離は大きな課題ではないと思います。この 25 ページ、26 ページについて、事務局はどのようにお考えになって、ここにお示しされたのでしょうか。

【事務局】

先程、適正規模の学級数について、例えば小学校では 18 学級を目指すべきということをご説明させていただきました。実際に小学校が全て 18 学級になったとすると、児童数で割り返すと、学校数自体は 38.3 校になります。現在、区内に小学校が 49 校あり、当然地域によって学校の児童数も異なりますが、もし 18 学級を目指すということであれば、49 校は多いということになりますので、適正配置を考えていかなければいけないということを視点として、図を入れています。

【委員長】

学校の適正規模を維持、実現していこうとすると、通学距離や学校配置についても位置付け、検討事項として捉えていく必要があるのだとすると、通学区域の考え方もテーマになるのではなんでしょうか。適正配置を提起されるということは、通学区域のあり方とセットになった考え方になると思いますが、その点からすると言及が足りないのかもしれませんが、通学区域の話はこの先の話になると思いますので、一旦 28 ページまでのところまで、委員の方からそれぞれご意見をいただき、次の議題に進めていきたいと思っております。

それぞれお気づきのあった点について、ご意見をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

23 ページの「(3) その他の留意事項」の 2 行目、「しかしながら、児童・生徒数の将来推計を継続していかなければ、適正規模から次第にかけ離れていくことが懸念されます。」という文章は、もう少し整理した方が良く思います。

【委員】

確かに私たちは何回もこの話を聞いているし、資料も見ているからわかりますが、初めて見た人にとっては、わかりづらいところもあると思っております。25 ページ、26 ページも意味としてはわかりますが、何を意図するのかということを書いておくと、わかりやすいと思っております。

【委員】

26 ページに関するご意見が既に出ているので、付け加える形で思ったことを申し上げさせていただきます。まず、最初の入り口として区民の方々は、学級が何人以上になると増える、何人以下になると減るということが、わからないかもしれないということがございます。

それから、統計的には、最小値と最大値の真ん中は、中央値という言葉を使います。統計的な言葉では少し違うので、平均というのはこういうことを意味する、と書いていただいた方が良く思います。

そして、例えば 24 ページに、小学校の 2 学級に、平均 53 人という記載があります。これは、26 人で 1 クラス、27 人で 1 クラスのようになります。児童・生徒数の推移を注視することについて、2 クラスとも 18 人を下回ると 35 人になるので、2 学級が 1 学級になることが心配ということではなくて、26 人や 27 人のところでもう心配しなくてはいけないという指標になっています。私自身はよくできている考え方だと思いますが、読む方がわかるように説明することが難しいかもしれませんので、意図や感覚をうまく説明されると児童・生徒数を注視していかなくてはいけないということがわかりやすくなると思います。特に、小学校では 2 学級が 1 学級になるところが一つのラインなので、具体的な形で説明されるのも一つの方法ではないかと思います。

他のところは委員の皆様の仰ったとおり、私も同意見です。

【委員長】

ありがとうございました。

(3) 学校適正規模を維持していくための取組について

【委員長】

それでは、議事(3) 学校適正規模を維持していくための取組について、資料の 29 ページからご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、「第 4 章 学校適正規模を維持していくための取組」について、ご説明いたします。29 ページ「1 今後の取組」でございますが、各学校の適正規模を維持していくためには、街づくりの動向を注視し、児童・生徒数の推計を継続的に行いながら、要検討基準に沿って検討していくことが重要であり、将来的に学校の小規模化が見込まれる場合や、再開発などにより学校の大規模化が見込まれる場合は、次のとおり対応していく必要があります。

まず、「(1) 小規模校」の「ア 学校統合」でございます。学校統合に当たっては、児童・生徒の教育環境の充実のため、保護者や地域住民等と学校関係者と教育上の課題や街づくりを含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解と協力を得ながら進めていく必要があります。また、学校改築の時期に合わせて適正規模を実現し、教育環境の充実を図ることが望ましいと考えられます。中学校においては、隣接校と一定の距離があることから、例えば小学校の統合により生じる学校跡地を活用して統合後の中学校を改築することなどにより、学校統合を検討していく必要があります。学校統合を実施するに当たっては、児童・生徒が環境の変化に対応できるよう、統合前に児童・生徒同士が交流を行う、学習や生活に関するルール、指導方針等を学校間で調整することも重要です。

また、「イ 通学区域の見直し」におきましては、例えば小規模化に対応するために通学区域を変更する際には、隣接校で児童・生徒数が適正規模を上回るなどの状況にあり、かつ、両校が統合した場合の学校が適正規模を大きく上回ってしまう場合などに検討を行うことといたします。

「(2) 大規模校」における取組としましては、「ア 通学区域の見直し」でございます。再開発など街づくりの進展により人口の増加が見込まれる地域は、通学区域の境界が再開発エリアに近接している場合は、通学区域を変更することで対応いたします。

また、「イ 校舎の増築」でございますが、児童・生徒の増加が見込まれ、通学区域の変更だけでは対応できない場合については、改築のタイミングにあわせて既存校舎よりも教室数の多い校舎を整備することや、敷地内に仮設校舎を設置するといった対応を検討してまいります。

「2 取組に当たっての留意点」としまして、「(1) 地域とともにある学校づくり」についてです。地域コミュニティの核となる小・中学校の統合は、関係者の理解と協力を得て行わなければなりません。そのため、保護者や地域住民と危機意識や課題認識、将来ビジョンを共有して、保護者や地域住民が新しい学校に何を望むのか、十分な対話を経て新しい学校の教育目標やカリキュラム編成の基本方針づくりを行うなど、地域と学校が両輪となって学校づくりのプロセスに取り組むことが必要と考えています。また、学校統合を地域の街づくり

の契機と捉え、旧学校の活用については地域の課題を踏まえて必要な施設整備を行うことや、学校の第二校庭として運動会などの学校活動や地域のイベント、地域移行が今後進んでいく部活動の拠点として活用することも考えられます。これらの検討を行うために、可能な限り保護者や地域住民の意向が反映できるよう工夫を講じることが望ましいと考えています。

「(2) 通学路の安全確保」におきましては、学校統合や通学区域の見直しに伴い、児童・生徒の通学路の変更が見込まれることから、安全点検を実施し、要注意箇所の把握、周知を徹底するとともに、児童・生徒の登下校について見守り体制を確保するなど、交通事故や不審者による犯罪防止の取組を行っていく必要があります。

「(3) 通学距離」でございますが、国は通学距離について、小学校で概ね4 km以内、中学校で概ね6 km以内としています。それ以外の具体的な基準はございません。現在、葛飾区では小・中学校ともに自転車通学を認めておりませんが、適正配置を検討する場合には、現状の通学距離を考慮しながら、児童・生徒にとって通学が過度な負担とならないように留意する必要があります。

私からの説明は以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。29 ページから 31 ページまで、一緒に見ていただければと思います。まず、小規模校について、学校統合に関する記述があります。そのポイントは、保護者や地域住民等の学校関係者と協議しながら進めていく必要があるということ。適正規模のことを考えていくに当たって、学校の改築や長寿命化のような施設の問題と連動させていくことが必要ということ。それから、「イ 通学区域の見直し」についても、ご覧のとおりとなっております。

大規模校についてですが、通学区域の見直しと校舎の増築ということで、小規模校と大規模校ともに、通学区域と学校施設の改築が検討手法として大きな位置を占めています。それを踏まえた上で、改めて留意点として、地域とともにある学校づくりとして、保護者や地域の方々の学校づくりのプロセスが記されています。

31 ページに通学路と通学距離の記載がありますが、ここまでについてご意見やお気づきの点等ございましたらお願いできればと思います。

25 ページ、26 ページに適正配置や学校基本数が出てくるのは、29 ページ以降の布石のためですが、うまくつながっているかどうか、照らし合わせていただければと思います。

質問ですが、葛飾区ではコミュニティ・スクールはどのような状況ですか。

【事務局】

コミュニティ・スクール自体は現在、導入していません。本区には学校評議員という同様の制度があり、学校評議員制度で運用している状況です。

【委員長】

葛飾区の検討スケジュールに、コミュニティ・スクールは位置付けていないという状況と理解してよろしいですか。

【事務局】

具体的な導入のスケジュールは、現時点ではございません。

【委員長】

地域とともに学校の教育目標やカリキュラム編成の基本方針づくりを行うということはコミュニティ・スクールそのものですが、少なくとも、ここに記載されているプロセスをたどることが学校の統合においても大切であるということ、本委員会として記させていただきたいと思いますので、それをどう引き受けていただけるかは、また区の立場で検討していただければと思います。

委員の皆様からお気づきの点やご意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

国の通学距離の基準ですが、4 kmだと1時間はかかるので、現実的ではないと思います。自転車通学という方法もありますが、区内だと危ないので実際には難しいと感じました。

校舎の増改築や学校統合は、長期的な視野や学校だけでは決められないところもあり、難

しい問題ですが必要なことですので、記載されているとおりの考え方で良いと思います。

【委員】

29 ページの「1 今後の取組」2 行目に、要検討基準とありますが、括弧して図 16 など入れても良いのではないのでしょうか。また、一時的な増減ではなく、将来的な推計を基に検討する必要があるということをどこかに入れていただければと思います。それから、通学距離について、東京都の基準はないのですか。

【事務局】

資料を調べている限りでは、他の規定など把握しておりません。31 ページに小学校 4 km、中学校 6 km と記載していますが、それ以内であれば良いとは考えておらず、あくまでも児童・生徒にとって負担とならないように、現状から過度に通学距離が延びることは大きな負担増になると思いますので、そうしたことはなるべくないような形で検討すべきものと考えております。

【委員】

国の基準は日本全体なので、何かほかに基準が書いてあっても良いと思いました。

【委員長】

私の伝え聞いた話ですと、通学距離が 30 km という地域もあります。ちなみに、葛飾区の場合は南北何 km 位、東西何 km 位なののでしょうか。

【事務局】

東西南北で測ったことがなく、申し訳ありませんが、区の面積が 40 km² 弱ですので 7 km × 6 km 位だと推測します。

【委員長】

かつて団地が造られた時代に、東京都だけではなく、団地に学校も併設するという条件で建設が進んだという事例がありましたが、民間の高層マンションでもそのような話はありませんでしょうか。

【事務局】

区内で大規模な開発があるときに、民間の学校を活用するケースは把握しておりません。公立の小・中学校で対応していくということを前提で考えているところです。

【委員長】

例えば、横浜市では学校を設置する期間を設定して、学校がクローズドする時期をあらかじめ決めて学校を建てるという取組をしています。高層マンションでは子どもが一時的に急激に増えて、そして減っていくということが想定されることから、その間、高層マンションのスペースで学校をと見通しの下に建てるような、葛飾なりの視点やアイデアについては何か提案はないのでしょうか。

【事務局】

現在、本区には小学校が 49 校あり、先程も申し上げたとおり、児童数が増えてきている学校もあれば、一方で児童数が減少してきている学校もあります。そうした中で、再開発によって大きなマンションができるときには、規模が小さくなっている学校については、通学区域の見直しをセットで行っていくという形で対応していく。先程、18 学級をベースとしたときには、49 校は少し多いのではないかという話をさせていただきましたが、一方では多いことによって、まだ対応できる余地も含んでいると考えているところです。大規模マンションができたときの時限的な学校については、そういう考え方もあるということを改めて知ったところでございます。

【委員長】

29 ページから 30 ページに出ている案の一つとして、通学区域の見直しがあります。委員の方にご質問させていただきたいのですが、通学区域の変更は現実的なののでしょうか。私の知る限りですと、こういう話が持ち上がってくると、地域の方の思いもあり、結構難航するようですが、いかがでしょうか。

【委員】

確かに難航はすると思いますが、猶予期間を設けて、何年間かどちらの通学区域でもいい

というようにすると思います。統合のときもそうですが、最初は難航しますが、最終的には子どもたちのこと考えてということで納得していただいたので、早い段階から説明していけば可能だと思います。

【事務局】

通学区域の見直しも学校の統合と同じ位、保護者や地域の皆様に負担を掛けると思いますが、簡単な話ではないと思っています。安易に通学区域を変更するよりは、できる限り現状をしのぎつつ計画的に進めていくことが大事だと考えております。

【委員長】

30 ページには「小規模校を解消し、学校規模を平準化する契機と捉え、通学区域を変更することで対応します。」とありますが、そこまでは言い切れないということですね。

それから、行政が保護者や地域の方に丁寧に説明することは必要ですが、ただ説明をするだけではなく、取組におけるプロセスが重要ではないかということです。一緒に検討していく、一緒に考えていくという合意形成においては、丁寧に説明していただくことは不可欠の要素であることは間違いありませんが、どういうプロセスで進めていくのかという点からすると、十分な対話や方針づくり、地域と学校が両輪となってという文章が記されていることは大切だと思います。このテーマが現実になったとき、どういう形で取り組んでいくのかということ、ここにこういう形で記されることの意味は大きいと思います。

さて、29 ページから 31 ページにつきまして、委員の方から一言ずついただいて、進めさせていたいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

基本的にこの記述で良いと思いました。文章化するのが難しいところもありますが、よくまとめられていると思いました。また、通学路の見直しや統合において、安全面に配慮することが入れられていると良いと思いました。以上です。

【委員】

30 ページ「(2) 大規模校」の「ア 通学区域の見直し」に、「通学区域を変更することで対応します」とあり、「通学区域の境界が再開発エリアに近接している場合は」と限定されていますが、それ以外の場合は考えないということでしょうか。

【事務局】

限定している訳ではないので、記載内容を見直します。

【委員】

また、通学区域については一時的に変える訳にいかない問題ですので、将来的な推計をもとに対応しなければならないと思いました。

【事務局】

通学区域の見直しは学務課で担当しており、今もこれから人数が増えそうな学校があり、検討しているところですが、特に小学校は大きな道を渡らせるのは危ないなど、考慮しないといけないことが色々ございます。

先程もお話がありましたが、大規模マンションができると、お子さんが小学校に上がるといったタイミングで入ってくる方が多く、一時的に増えるのですが、何年かしたら落ち着いてくるということもありますので、そのような状況を見据えながら、通学区域を考えていけないと思っています。

とはいえ、学校は地域に強く根づいていますので、通学区域の変更に当たっては、先程プロセスのお話もありましたが、丁寧に地域の方に対する説明をしていかなければならないとあらためて感じた次第でございます。

【委員】

特に付け加えることはございません。「地域とともにある学校づくり」にコミュニティやプロセスについて、きちんと書かれているのでよろしいかと存じます。以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

例えば京都市では、もともと小中連携や一貫を掲げている学校において、児童が急増した

地域で6年生を隣接する中学校で受け入れ、一時的に五・四制とする取組を行っています。従来のような小学校は小学校、中学校は中学校ということを前提にした考え方だけでなく、今申し上げたような視点も一つの考え方ではないかと思います。

小学校が増えたから一時的に中学校に、1年間や2年間の期間だけで、また元に戻るという対応の仕方は対症療法的ですが、区全体として、小・中学校の全体的な計画があるとする、新しい義務教育の9年間のあり方を前提にした教育プランが出てくると思います。本委員会は学校規模等を前提に、10年間位の視野の中で検討するものですが、今申し上げたこの先の新しい教育の動き等を踏まえると、検討すべき事項や対応の選択肢もまた出てくるのではないかとということで、付け加えさせていただきました。

さて、31ページまでについて、それぞれご意見等いただきましたが、委員会の意見を事務局に受け止めていただき、精査していただければと思います。全体を通して、委員の皆様からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

4回の会議に出席させていただき、また丁寧に話を進めていただき大変勉強になりました。方針については色々考えられてつくられていますので、とても良いと思います。

先程、委員長も仰っていましたが、これから5年10年で急に教育の方法も変わる可能性もあると思います。1人1台タブレット端末が入っただけでも、大きく変わりました。ですので、変化も視野に入れながら考えていけると良いと思いました。ありがとうございました。

【委員】

11ページについても、10年後の学校別の学級数、児童・生徒数の図があると良いと思いました。

委員長のお話を伺い、今の時代は色々なことがすぐ変わりますので、私たちも考えていく必要があると改めて感じました。

【委員】

私も全体を通して勉強させていただきました。今後取組を進める上で、この方針を一つのスタートとして次に進めていくという教育行政の手順をしっかり踏まえているところについても、よろしいかなと思いました。どうもありがとうございました。

【委員長】

ありがとうございました。議事の(3)適正規模を維持していくための取組について、それから全体を通してのご意見をいただきましたので、このところで一区切りさせていただきたいと思います。

3 その他

【委員長】

本日はここまでとさせていただきますと思いますが、この後の進め方についてご説明をお願いいたします。

【事務局】

本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。今回、4回目を迎えて、大分方針案が固まってきた状況でございます。本日いただいたご意見につきましても、持ち帰らせていただいて、きちんと反映できるところを反映した上で、改めて皆様にご提示したいと考えております。

今後の進め方についてですが、また改めて委員長とも調整させていただいた上で、第5回を開催するのか、また、例えば書面開催といった形がいいのかを含めて、改めてご相談させていただきますので、今後とも引き続きご協力の程よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

【委員長】

短い開催期間だったのではないかと思います。委員の皆様のご協力を得て、ここまで辿り着くことができました。この間、色々ご面倒なお願い、あるいは無理な発言等々させていただいたかと思いますが、葛飾区の皆様にとって、とりわけ子どもたちにとって、次の将

来を開くようなものが出来上がれば良いと思っています。今お話がありましたように、引き続きもう少し調整する部分や固めなければいけない部分があると思いますので、また事務局と相談させていただき、折々に委員の皆様にもご報告をしながら、成案をまとめていきたいと思っています。委員会としてはここまでということになるかと思いますが、また引き続きお願いできればと思います。色々なことにつきましてご協力いただき、お礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の学校適正規模等検討委員会を閉会いたします。

4 閉会

以上